

# 今月の トピックス

## 熊野優良材の展示市を開催（第11回） 紀南素材生産事業協同組合

樹齢80年から200年の杉・檜など伝統ある熊野原木材・銘木2,500m<sup>3</sup>が1万坪の貯木場一帯に平然と並べられています。

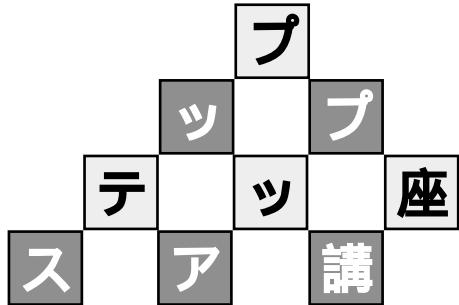
9月16日、新宮市の原木市場で熊野の誇る優良原木の展示即売が行われました。

過去10回の実績を誇る原木市には、九州、四国、吉野、松阪など全国各地から買方約80名が参加し、朝9時から威勢良くセリがスタート。

昨今の厳しい林材業況を跳ね返すべく、産地業者の意欲とパワーを見せて取り組んだ原木市この日、残暑の照り返す大貯木場を舞台に、まさに熱い1日となりました。



紀南素材生産事業  
協同組合  
TEL 0735 - 52 - 0337



# e-ビジネスの

中小企業景況調査（中小企業総合事業団 平成14年9月調査）によると、製造業・建設業・卸売業・小売業・サービス業の全業種において、「今期直面している経営上の問題点」の第1位が「需要の停滞(建設業においては官公需要の停滞)」でした。消費不況と言われて久しい昨今をそのまま反映した調査結果であると言えます。企業は新たな商圏・あるいは販売機会を獲得する為に工夫を凝らす必要がありますが、その1つの選択肢として「e-ビジネス」は、非常に有力な手段です。交通機関の発達が、地理的な距離を一気に縮め商圏を拡大させたように、「IT」を活用することで最終消費者との距離（それは地理的にはもち

ろん流通経路、コミュニケーション等まで意味するところは様々です）を一気に縮め、新たに商圏を拡大させることができます。

しかし、目標も計画も無く、ただやみくもにパソコンを購入したり、ホームページを開設したりしても効果はほとんどありません。「どのような効果を望むのか」「どのように導入していくのか」「どのように運営していくのか」をしっかり計画しないと、むしろ逆効果となることさえあります。「e-ビジネス」を展開するにあたっての基礎知識を、3回にわたって述べてみたいと思います。第1回目はe-ビジネスのメリットと注意点について述べてみたいと思います。

## 1. 「e-ビジネス」なら初期費用が安くて済む

例えば、現実の世界で「新しく小売店を出店しよう」と考えた場合、まず店舗建設の為に土地を取得し、店舗施設を建て、従業員を配置し、新たに商品を仕入れなければなりません。営業を行なえば、当然、水道光熱費等の経費もかかって

きます。これらをインターネット上で行なうと、土地は要らない、建物も要らない、従業員は最小限で済み、商品も常備在庫は不要、パソコンと通信費で賄えてしまいます。しかも24時間休まずオープンしています。

## 2. 「ホームページで広告宣伝」は最近の消費者行動にマッチしている

消費者がモノを購入しようとするときには一般にAIDMAモデルに従って購買します。すなわち

- 「商品・サービスを認知する（Attention）」
- 「商品・サービスに興味を持つ（Interest）」
- 「商品・サービスが欲しくなる（Desire）」
- 「商品を記憶し、比較検討する（Memory）」
- 「比較検討した結果買うに値する商品・サービスを購入する（Action）」

と言うステップを踏みます。

この第4段階「商品を記憶し、比較検討する」ステップにおいて、最近ではインターネットを介した情報検索が利用されているのです。高額な商品になればなるほど、消費者は慎重になり、その商品・サービスについてたくさんの情報を収集し比較検討するのです。逆に、インターネット上において、情報発信をしていない企業は、それだけ消費者の目に留まることなく販売機会を逃してしまっていると言えます。

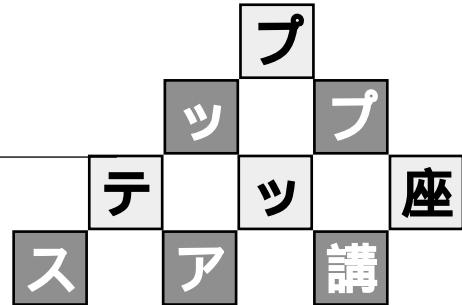
## 3. 「双方向の情報通信で顧客との関わりが密接になり様々なアプローチが可能になる」

基本的には新聞広告、TV・ラジオによるCM等は、一方的にこちらから発信するのみです。一度に大量の人に情報を伝えることができる反面、それらの情報を必要としない、見込み客ではない人にも届きます。DM（ダイレクトメール）等もこれらと同様です。宣伝広告費をできる限り有効に活用し

ようとする場合は、やや非効率であることは否めません。それに対し、インターネットを介した情報のやりとりであれば、顧客一人一人の趣味・趣向・特徴（例えば性別・年齢・所得・家族構成等）に合わせた、きめの細かい宣伝広告を行なうことができます。また逆に顧客の生の声を聞くことも可能です

# 基礎知識

中小企業診断士 和田祐一



で、品揃えや商品開発に活かしたり、サービスの向上やビジネスシステムの改善を行なったりすることができます。もち

ろん、顧客の声を汲み取ることは顧客満足の充足へとつながっていきます。

## 4. 「マーケティング調査を安価に行なうことができる」

例えば、商品開発などの為にアンケート調査を行なうとします。通常、このアンケートを行なうのは結構手間がかかります。調査を行なう対象だけを選別すると言う作業がまず難しいのです。街頭アンケート等がそうですが、見た目すぐに「アンケート対象」であることを判断するのが難しく、実際に聞いてみるとその人の出身地や職業等はわからないわけです。これをインターネット上で済ませてしまえば、非常に簡単に、しかも短期間で行なうことが出来ます。(具体的

には次回に「バーチャル和歌山」を紹介しながらお話しします)

インターネット上で顧客と対話しながら商品開発を行いヒットした商品と言えば、ホンダ自動車の「S-2000」というスポーツ・カーがあります。「S-2000」はホームページ上で、開発段階からデザイン・色・仕様などへの意見を応募し、あるいはアンケート調査を行ないながら開発しました。結果、当初の予想を越える受注を獲ることが出来ました。

## 5. 「ホームページを開設すれば見てもらえる」の誤解

ところで、こんな相談を受けます。「ホームページを開設したのですが、消費者に全然見てもらえません。」確かにその通りです。ホームページは開設しただけでは見てもらえない。現実世界の出店もホームページも、出店(開設)したことを、消費者に認知してもらわなければなりません。ホー

ムページを開設したなら、開設したことを宣伝し、集客しなければいけません。その集客は従来の広告宣伝と同様、まずはリーフレット・パンフレット等の配布物、新聞・雑誌等のマスメディアを利用しなければなりません。

## 6. 「ホームページの維持費は安い」の誤解

最近ではホームページを簡単に作るソフトもたくさん出来ています。もちろん一般の電機量販店で買うことが出来ます。自分でホームページを作っている人がたくさんいることも事実です。しかし「ホームページの維持費は安いのか?」と聞かれると、私は何ともいえません。アクセス数の多い人気サイトは 綺麗に作られていて(読みやすく作られていて)更新頻度が多く 見てくれた人の御意見・御要望がすぐに反映され 御客様とのコミュニケーションをたくさん取れている事が挙げられます。つまりそれだけ手間がかかっているのです。御自分でそれだけの時間と労力をかけることができれば、「ホームページの維持費は安い」と言えますが(でも、それだけの時間と労力をかけねば「安い」とは言えないですね)、その手間をかけることができなければ「それなりに費用はかかる」と思った方がよいでしょう。ただし、専門の業

者は集客のノウハウや、ホームページの魅せ方などを心得ていて、効果も期待することができます。

以上は、一般論でのe-ビジネスのメリットと注意点です。もちろん業態や自社の強み、訴求点でシステム作りは変わって来ますが、根底の重要課題は「消費者とどれだけ関わっていけるか」ということです。消費者が知りたいと思っている情報・欲しいと思っている商品やサービスを、消費者が望む時にタイムリーに、消費者が欲しいと思う量を供給することが今日のマーケティングの考え方であり、それはITを駆使しないでは成り立たないので。次回は和歌山県下の各企業、組合にとって、Webマーケティングの強い味方になってくれる「バーチャル和歌山」を紹介させていただき、Webマーケティングのあり方、注意点、期待できる効果等を述べさせていただきたいと思います。

## 改正労働基準法のあらまし

多様な働き方の実現と安心して働くことができるルールづくりを目指して

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

平成15年7月4日に、

労働者ひとりひとりが主体的に多様な働き方を選択できる可能性の拡大

働き方に応じた適正な労働条件が確保され、紛争解決にも資すること

を目的として、労働契約や労働時間など働き方に係るルールを整備する「労働基準法の一部を改正する法律」(平成15年法律第104号)が公布されました。

### 有期労働契約に関する改正

#### 1. 契約期間の上限の延長（第14条第1項）

(1) 有期労働契約（期間の定めのある労働契約）について、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののはかは、原則として契約期間の上限を3年（現在は1年）とすることになりました。

(2) ただし、次の場合には、契約期間の上限を5年とすることになりました。

専門的な知識、技術又は経験（以下「専門的知識等」と言います。）であって、高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当するものを有する者が、そのような専門的知識等を必要とする業務に就く場合満60歳以上の者が労働契約を締結する場合

#### 2. 有期労働契約の締結及び更新・雇止めに関する基準（第14条第2項、第3項）

厚生労働大臣は、有期労働契約の締結時や期間の満了時におけるトラブルを防止するため、使用者が講ずるべき措置について、「有期労働契約の締結及び更新・雇止めに関する基準」を定めることになりました。

また、労働基準監督署長は、この基準に関して、使用者に対して必要な助言や指導を行うことになりました。

### 解雇に関する改正

#### 1. 解雇（第18条の2）

近年、解雇をめぐるトラブルが増大しており、その防止・解決には、解雇に関する基本的なルールを明確にすることが必要となっています。そこで、最高裁の判決で確立しているものの、これまで労使当事者間に十分に周知されていなかった「解雇権濫用法理」が法律に明記されました。

すなわち、第18条の2として、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」との規定が新設されました。

#### 2. 解雇理由の明示（第22条第2項）

解雇をめぐるトラブルを未然に防止し、その迅速な解決を図るために、これまでの退職時証明に加えて、労働者は、解雇の予告をされた日から退職の日までの間においても、解雇の理由についての証明書を請求できることになりました。

ただし、使用者は、解雇の予告がされた日以後に労働者がその解雇以外の事由によって退職した場合は、この証

明書を交付する義務はありません。

### 3. 就業規則への「解雇の事由」の記載（第89条第3号）

労使当事者間において、解雇についての事前の予測可能性を高めるため、就業規則に、「退職に関する事項」として「解雇の事由」を記載することが必要になりました。

注 既に作成している就業規則に、「退職に関する事項」として「解雇の事由」を記載していない場合には、「解雇の事由」を記載した上で、改めて、労働基準監督署へ届け出なければなりません。

## 裁量労働制に関する改正

### 裁量労働制とは

労働者を対象とする業務に就かせ、労働者に時間配分や仕事の仕方をゆだねた場合、労使であらかじめ定めた時間働いたものとみなす制度（みなし労働時間制）です。

裁量労働制には、次の2種類があります。

専門業務型裁量労働制…デザイナー、システムエンジニア等、専門的な業務に就く者が対象。

企画業務型裁量労働制…事業運営の企画、立案、調査及び分析の業務を行うホワイトカラー労働者が対象。

### 1. 専門業務型裁量労働制（第38条の3）

専門業務型裁量労働制を導入する場合には、労使協定で定めるところにより使用者が次の措置を講ずることを、労使協定で定めなければならないことになりました。

対象業務に従事する労働者の労働時間の状況に応じた労働者の健康・福祉を確保するための措置

苦情の処理に関する措置

注 既に専門業務型裁量労働制を導入している事業場においては、上記事項について労使協定で定めた上で、改めて、労働基準監督署に届け出なければなりません。

### 2. 企画業務型裁量労働制（第38条の4）

企画業務型裁量労働制については、導入・運用の要件・手続が以下のように改正されました。

企画業務型裁量労働制の対象事業場について、本社等に限定しないことになりました。

労使委員会の決議について、委員の5分の4以上の多数によるものとすることになりました。

労使委員会の労働者代表委員について、あらためて事業場の労働者の信任を得ることとする要件を廃止することになりました。

労使委員会の設置届を廃止することになりました。

使用者の行政官庁への定期報告事項は、対象労働者の労働時間の状況に応じた健康・福祉確保措置の実施状況に限ることになりました。

## 施行期日

この法律は、公布の日（平成15年7月4日）から起算して6か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。（平成15年以内か平成16年1月1日の見通し）

以上が改正労働基準法のあらましです。

ご不明の点などがありましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

# 思わぬ労災 予期せぬ失業 しっかりサポート労働保険

～10月は『労働保険適用促進月間』です。～

事業主のみなさん労働保険の加入手続きはお済みですか。

労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称したもので、労働者が安心して働くことのできる職場環境を作るための保険です。

そのため、労働者を一人でも雇用する事業主は、必ず、労働保険に加入しなければなりません。

加入の手続きなど詳しくは、もよりの労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）へお問い合わせください。

**労働保険とはこのような制度です。**

労働保険とは労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に、一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば、その事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。

**労災保険とは**

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

**雇用保険とは**

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

## ●— まず、チェック！ 働くルールの最低賃金 —●

**和歌山県最低賃金**

**時間額 645円**

平成15年度は改定がありませんでした。

この最低賃金は常用労働者のみでなく、臨時・パートタイマーなどにも適用されます。

最低賃金には、精算勤手当・通勤手当・家族手当・時間外手当・ボーナスなどは含まれません。

「鉄鋼業」「百貨店、総合スーパー」は、産業別最低賃金が適用されます。

くわしいことは、和歌山労働局賃金室（TEL073-422-2174）または、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせ下さい。

# 均衡処遇に向けてパートタイム労働指針が改正されました

## ～改正パートタイム労働指針のポイント～

パートタイム労働指針は、パートタイム労働法に基づき、パートタイム労働者の適正な労働条件の確保と雇用管理の改善に関して、事業主が講じなければならない措置をわかりやすく定めたものです。

平成15年8月、この指針が改正され(10月より適用)、パートタイム労働者と正社員との間の均衡を考慮した処遇の考え方方が具体的に示されるとともに、事業主の方が講ずべき措置が追加されました。追加点は次のとおりです。

- 1 パートタイム労働者の雇用管理の改善などのための措置を講ずるに当たっての基本的な考え方は、すべてのパートタイム労働者について、労働基準法等労働者保護法令を守るとともに、就業の実態、正社員との均衡等を考慮して処遇するというものです。
- 2 パートタイム労働者から正社員へ転換するための条件の整備に努めてください。
- 3 パートタイム労働者の職務の内容、意欲、能力、経験、成果などに応じた処遇(賃金、昇級等)についての措置を講ずるように努めてください。
- 4 労使の話し合いを促進する次の～の措置を実施するよう努めて下さい。

パートタイム労働者から処遇について説明を求められたときは説明する、雇用管理の改善などの措置を講じるときは意見を聞く機会を設ける、処遇について苦情の申出を受けたときは自主的な解決を図る。

事業主の方は、パートタイム労働指針の内容について十分ご理解いただき、適切な措置を実施するよう努めて下さい。

パートタイム労働指針については

和歌山労働局雇用均等室 TEL073(421)6157

## 平成15年度和歌山県中小企業季節融資 年末資金の実施について

標記について下記のとおり実施します。

- |              |                           |
|--------------|---------------------------|
| 記 1 融資利率     | 年1.4パーセント                 |
| 2 実施時期(受付期間) | 平成15年10月1日から平成15年11月28日まで |

# 情報連絡員 スポットライナ



和歌山木工センター協同組合  
事務局長

島田 角一郎 氏

## ~組合プロフィール~

終戦後、市内に分散、且つ、工場の無計画増築等により、近代合理化への隘路が山積し、こうした状態の脱却を図るため、一般建具製造業及びその関連業で昭和37年7月に組合を設立し、工場集団化事業を実施して、土地108,900m<sup>2</sup>を取得し、設備の近代化、各共同施設、従業員の福利厚生施設を完備し、総工費4億5千万円で昭和40年度に完成しました。

## ~業界近況について~

平成14年12月から制定された「ダイオキシン類対策特別処置法」に対応するため、団地内に廃材を利用した「リサイクル工場」を建設する計画をし、中央会から中小企業活路開拓調査・実現化事業の補助指定を受け、先進地企業への視察や委員会で検討を重ねてきたが、機械設備はダイオキシン対策の先進国であるドイツ製が主で設備費用も多大なものになり、今後の検討課題になりました。

## ~ご自身の日常について~

生活習慣病にならないように、日常の生活習慣を改めるよう心掛ける努力をしていますが、近くにトラキチの居酒屋ができ、ついついメートルが上がる事が多くなり、なかなか生活習慣を改めるのが困難な状況にあります。

江戸時代の狂歌に「めでたやな下戸の建てたる蔵はなし、上戸の蔵も建ちはせぬけど」とありますが、上戸も困ったものであります。

## 施策情報

# 魅力和歌山、新発見 !! ~和歌山の素晴らしい情報を募集~

あまり知られていない、和歌山県の自慢のタネや魅力、特徴などすばらしいところを皆様から募集します。どんな小さな情報でも結構です。ジャンルは問いません（自然・歴史・文化・産業・スポーツ・学問など）。例）和歌山県の国宝数は35件で全国で第6位を誇る。ユニークで手軽に遊べる「バスケットピンポン」は和歌山県が発祥の地。など、このような情報がよせられております。このほか皆様のご応募をどうぞお待ちしております。

応募方法 メールまたは、郵送及びFAXにてご応募下さい。

募集期限：平成15年12月26日締切（必着・当日消印有効）

連絡先：〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県企画部計画局統計課

T E L : 073-441-2387 FAX : 073-441-2386 メール : kanao\_a0001@pref.wakayama.lg.jp

応募していただいた情報は順次、本課HPにて掲載していきます。

和歌山県企画部計画局統計課HPアドレス <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020300/wtoukei.htm>

なお締切後、特に素晴らしい情報50件に1万円相当の景品をプレゼント !!



海南特産家庭用品協同組合  
専務理事  
**福田 正氏**

#### ~組合プロフィール~

棕櫚産業は、農家の副業として発展し、明治後半で原料不足が起り、東南アジア産のヤシ実（パーム繊維）に依存されるようになったとされています。

昭和30年頃より転換期を迎え、新素材化学繊維が登場しました。多種多様な製品開発が可能となり、更に高度経済成長時代で生活様式が大きく様変わりしましたが、和雑貨産業界はいち早くこうした時代の変化の分析に応え、多くの新製品を開発してきました。伝統の水廻り商品は常に全国一の生産販売額を維持しています。

#### ~業界近況について~

フローリング用のモップや簞、食器洗浄用の柔らかいスポンジ、トイレ・バス・玄関マット、ランドリー用品などは、一部低価格商品の流入により関係するメーカーの打撃が大きく、転換・廃業の方向が見られるようになってきました。一方低価格商品の流入により均一ショッピングへの販路拡大を図り大きく成長している企業もあり、明暗が分かれてきたようです。

組合では付加価値の高い製品づくりをめざして、人材育成、研修会・セミナー開催などに取組んでいます。

#### ~組合PR~

全国で海南産地のような大きな地場産業地域はありません。弘法大師が植え付けたとされる棕櫚の産業を業界はいくつかの変革を成し遂げながら今日の発展を築きました。

その成功の要因は、個人間競争の意識が強かったことで、それは今日でも続いています。そのためか共同意識は薄く、組合活動にも大きく影響してきました。

しかし、ここに来て共同による事業も必要だと感じてきたようで、海南市主催の世界的にも有名になったデザインコンペにも他に先駆けて参加するようになりました。

ようやく努力も少しは役立ってきたと自負しています。今後も意識強化の推進に努めて行きたいと思います。

#### ~ご自身の日常について~

組合にお世話になって9年余、持病も起こらず元気に勤務させて頂いています。いよいよ区切りの時期かとも考えますが、組合発展に努力して参りたいと思っています。

稻田55アールを耕作しています。この時季は、朝夕の水の見廻り、休日は野菜の植付け準備に励んでいます。また地元のボランティア活動のお世話をさせていただき、忙しい日々を過ごしています。最近、好きな飲み物の量が減り、少し淋しい気もしています。

#### 施策情報

## 産学相談窓口

~中小企業者から大学への相談を受け付けます~

産学相談窓口は、中小企業者と大学との交流の架け橋としての役割を担い、中小企業者のニーズに応えるべく大学における技術・研究とのマッチングを図り共同研究、受託研究等を促進し、新産業創出を初めとする、地域経済の活性化に資するものです。

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 設 置 場 所 | わかやまSOHOヴィレッジ1階（和歌山市八番丁9番地 県信ビル内）  |
| 2 受 付 時 間 | 午前8時30分～午後5時15分（土、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）  |
| 3 相 談 内 容 | 技術相談、技術指導、経営相談等各種相談、コンサルタント、アドバイザー<br>－業務に関する事。<br>共同研究、委託研究の相談に関する事。<br>講師派遣の相談に関する事。<br>研究成果の技術移転の相談に関する事。 |
| 4 相 談 大 学 | 和歌山大学経済学部<br>和歌山大学システム工学部<br>近畿大学生物理工学部  |
| 5 お問い合わせ先 | 和歌山市産業部企業支援課（和歌山市八番丁9番地 県信ビル1階）<br>TEL 073-428-8220 E-mail wsv@wakayamasoho.gr.jp                            |

# 中央会だより

## 平成15年度上半期新規加入組合紹介

### 紀州ねりもの協同組合

所 在 地	和歌山県有田市宮崎町2302番地の6 T E L 0737-82-2756 F A X 0737-82-2756
代表理事	湯川 靖也
資格業種	水産練製品製造業を行う事業者であること
設立の目的(要約)	有田地方の水産加工業者が一致団結して更なる発展を目指し、組合員の経済的地位の向上を図るため最も効果的な方法である事業協同組合を設立。
主な事業	・組合員の事業に必要な魚介類及び副資材の共同購買 ・組合員のためにする外国人研修生の共同受入

### のかみ商業協同組合

所 在 地	和歌山県海草郡野上町下佐々552番地 T E L 073-489-3260 F A X 073-489-5627
代表理事	東 充 康
資格業種	小売業、飲食店又はサービス業を行う事業者であること
設立の目的(要約)	商品券の発行事業、共同広告宣伝を中心とした販売促進に寄与する事業及び教育情報提供事業等の各種事業を通じ、組合員の経済的地位の向上を図り、ひいては地域の総合的発展に寄与することを目的とするところであります。
主な事業	・組合員の取扱品についての前払式証票(商品券)の発行 ・組合員のためにする販売促進事業

## 和歌山エルピーガス保安センター（協）

所 在 地	和歌山市福島178番地の14 T E L 073 - 453 - 4526 F A X 073 - 453 - 4531
代 表 理 事	西 本 年 毅
資 格 業 種	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項に基づく登録を受けて液化石油ガスの小売業を行う事業者又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項に基づく登録を受けて液化石油ガスの小売業を行い、かつ、給排水・衛生設備工事業、空調設備工事業、その他管工事業のいずれかの事業を行う事業者であること。
設立の目的(要約)	和歌山市内のプロパンガス販売事業者が力を合わせ、保安業務とガス関連設備の設置工事を共同で行うことにより、ガスによる災害の防止、消費者とのさらなる信頼関係の構築並びに組合員の経済的地位の向上を図ることを目的に協同組合を設立するものです。
主 な 事 業	・組合員の事業に必要な共同保安業務 ・組合員の委託を受けて行う取扱品販売に伴う設備工事

## アパレル龍協同組合

所 在 地	和歌山県那賀郡岩出町大字新田広芝263番地の6 T E L 0736 - 62 - 6531 F A X 0736 - 63 - 4748
代 表 理 事	下 元 廣 光
資 格 業 種	ニット製アウターシャツ類製造業又はニット製寝着類製造業を行う事業者であること
設立の目的(要約)	組合員の取り扱う消耗品（縫糸、ミシン油、針 等）の共同購買事業等を行うことにより経営の一層の合理化を図るとともに、アジア諸国からの研修生受け入れ、技術移転を図ることにより、私ども縫製業者が海外進出を図ることを目指し事業協同組合を設立。
主 な 事 業	・組合員の事業に必要な副資材の共同購買 ・組合員のためにする外国人研修生の共同受入

## 日高川花生産協同組合

所 在 地	和歌山県御坊市野口字生池543 T E L 0738 - 24 - 3435 F A X 0738 - 24 - 3437
代 表 理 事	小 池 守
資 格 業 種	花き作農業及び花卸売業
設立の目的(要約)	花き類の輸入増加による価格競争に対処するため、流通経路の簡略化、副資材の共同購入によるコスト削減を図る。
主 な 事 業	・花きの共同販売 ・副資材の共同購入 ・外国人研修生の共同受入

# 平成15年度中央会補助事業実施組合

本年度は5組合に本会の補助事業を利用していただいております。

## 活路開拓調査・実現化事業



1

組合名：赤帽和歌山県軽自動車運送協同組合

テーマ名：配食サービスシステムの構築と配食メニューの開発

### 内 容

宅配市場の厳しい状況が続く中、新分野である高齢者福祉事業への進出を図るため、高齢者世帯に対する弁当・給食の宅配、求評等を実施することにより、配食サービスシステムの構築と配食メニューの開発を行う。

2

組合名：和歌山県建具事業協同組合

テーマ名：廃棄木材のリサイクル化及び処理活用の調査研究

### 内 容

廃棄木材のリサイクル化及び廃材処理活用の研究を行うとともに、資源循環を図れるリサイクルシステムの構築と事業活動の安定化を目指します。



## 活路開拓ビジョン調査事業（活性化枠）



### 1 組合名：和歌山市葬祭事業協同組合

テーマ名：新しい葬祭サービスの創出について

#### 内 容

共同施設である葬祭会館の利用低減、大手葬祭会館の進出及びそれに伴う低価格競争等、組合を取りまく状況は非常に厳しく、早急に葬祭会館の有効活用策及び新しい葬祭サービスを創出する必要がある。今回、地元一般消費者等を対象としたアンケート調査を実施し消費者ニーズを把握、また和歌山市と地域性の似通った地域への視察等を行い、研究討議の上ビジョンを作成し、葬祭会館の有効活用策及び新たな葬祭サービスの創出を目指す。

### 2 組合名：和歌山県薬局協同組合

テーマ名：医薬分業に対応した薬局の在り方

#### 内 容

組合員の経営実態及び消費者の薬購入に関する意識を把握するためのアンケート調査を実施し、その結果に基づき、医薬分業に対応した薬局の在り方を研究することにより業界の将来ビジョンを作成する。

### 3 組合名：和歌山県個人タクシー協同組合

テーマ名：観光タクシー事業における他業界との連携による新サービスについての調査研究

#### 内 容

道路運送法改正に伴い、本格的な自由競争時代を迎えており、当組合としても、県内外の未利用者が興味を惹き、又リピーターとなるべく魅力を持った観光タクシーサービスの創出を目指し、組合員、観光客、地元観光関連事業者に対するニーズ調査等を実施。H・P活用などによる本テーマに関する諸情報を広く研究・検討する。

# 会員だより

## ～技あり！魚料理～

和歌山水産物商業協同組合

8月27日（水）関西電力サービスセンターのクッキングスクールで、和歌山水産物商業協同組合のメンバーによる魚料理の講習会が開催されました。

三陸のサンマ、戻りカツオ、ウボゼなどの旬の魚を前に、スピード且つ正しい魚のさばき方、鮮度の見分け方、最も美味なる魚の調理法などなど、理事長はじめ組合メンバーの方々が、28名の参加者を相手に貴重な講義を行いました。

こういった料理教室での“魚講義”は、今回で2回目ですが、魚を丸ごと料理するという基礎からの講



習ということもあって、今回も大人気。

自分たちで三枚におろした魚を、照焼き、ムニエル、エスカベッシュと多彩な料理に変身させた後、試食となりましたが、まさにプロに伝授された料理講習の醍醐味を味わったようです。



和歌山水産物商業協同組合  
TEL : 073 - 433 - 2658

## ～経済五団体に高卒求人拡大等要請～

9月17日（水）県と和歌山労働局、県教育委員会は、経済五団体に対し高卒者対象の求人枠確保や拡大を要請しました。

和歌山県内の高校新卒者求人数、求人倍率はともに減少しており、一層厳しさを増している中、今春の新卒者内定率は全国ワースト三位。

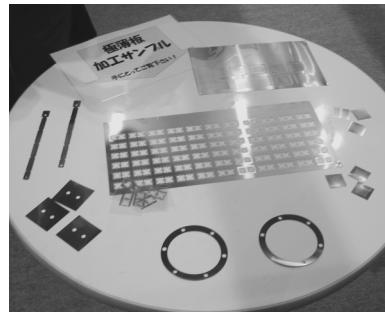
こうした状況下、官民が相互に連携することで、集中的に高校生の就職支援を進めていこうというもので、要請は今回で三年連続となりました。

# “いいね！未来へこの技術”

中小企業テクノフェア2003

9月10日～12日、大阪市住之江区のインテックス大阪において中小企業の優秀な技術・製品等を一堂に会した「中小企業テクノフェア2003」が開催されました。

17年目となる今回、中小企業が逆境にめげることなく、創意工夫と



多種多彩な新技術や

新製品の開発に大きなパワーを発揮したテクノフェアとなり、企業・グループで95という過去3年間で最高の出展社数。

和歌山県中央会関係では、和歌山県建具事業(協) (協)ラテスト、和歌山T&T、協和プレス工業㈱が出展され、独創的な技術力の高さが全国へと発信されました。



# 会員HP紹介

平成14年度の中央会事業により11の会員組合がホームページを開設しました。  
このページでは毎月2組合ずつホームページアドレスとトップページの紹介をしています。

和歌山県環境整備事業協同組合

〒640-8232  
和歌山市南汀丁22番地  
(汀ビル4階)  
TEL 073-436-7012  
FAX 073-436-7013

組織概要、事業概要・紹介、組合員企業紹介など非常に充実したホームページです。

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/wakankyo/>

The screenshot shows the homepage of the Wakayama Pref. Environmental Considerations Business Cooperative Association. The header features the association's name in large, bold, black font, with the English translation "Wakayama Pref. Environmental considerations business Cooperative association" below it. A decorative background of green trees is visible behind the menu bar. The menu bar includes links for TOP, 組織概要 (Organization Overview), 事業概要・紹介 (Business Overview), 活動実績 (Achievements), 組合企業紹介 (Member Company Introduction), リンク (Links), お問い合わせ (Contact), 関係者専用 (For Relations), and 活動報告 (Activity Report). A message at the bottom left indicates the site was opened on March 11, 2003, at 11:02 AM. The bottom right corner contains a QR code.

和歌山水産物商業協同組合

〒641-0036  
和歌山市西浜1660  
和歌山中央卸売市場2F  
TEL 073-433-2658  
FAX 073-433-3933

和歌山中央卸売市場からの直接仕入権を持つ魚屋さんのホームページで、組合員紹介の他、お魚屋さんならではの魚介類の特選情報など盛り沢山です。

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/osakanaitiba/>



# 全国の先進組合事例

会社勤務時代の知識と経験を活かして生涯現役

## 企業組合大分電気サービス

所 在 地 〒870-0943  
大分県大分市大字片島440番地の2  
電 話 番 号 097-567-3827  
F A X 097-567-3827  
設 立 平成14年2月  
組 合 員 数 31人  
出 資 金 300万円

地 区 -  
主 な 業 種 電気設備全般に関する調査・設計・  
保守管理業、電気機器販売  
組 織 形 態 集中型企業組合  
専 徒 理 事 8人  
組 合 専 徒 者 31人  
U R L -

**九州電力配電部門で取得した電気工事の知識と経験を陳腐化させることなく、定年退職者が大同団結し企業組合を設立。社会奉仕の精神で働く喜びを再び手中にした。**

### 背景と目的

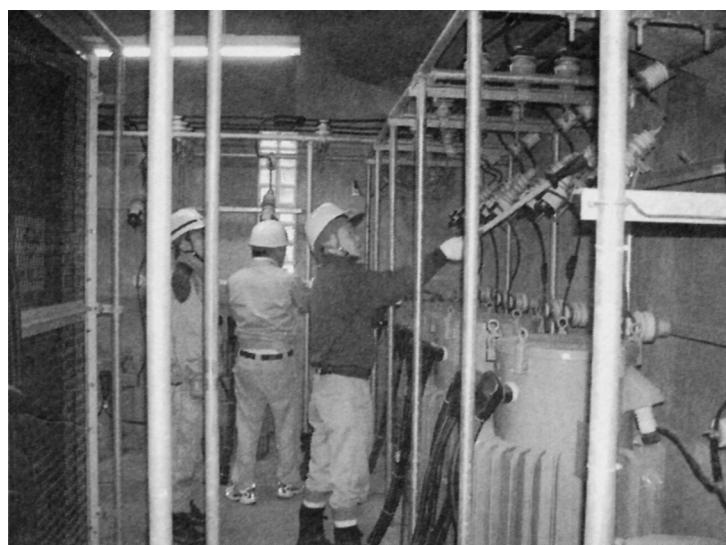
当組合は、定年後も電気工事の知識と経験を生かし、元気な第二の職業人生を送りたいと願っていた人々によって設立された。組合員は、全員九州電力の配電部門の退職者であり、電気工事士等の有資格者である。

### 取り組みの内容

組合では、電気設備全般に関する調査、設計、施工及び保守管理、電気機器（電気温水器等）の販売及び省エネルギー等の普及等を行っている。新聞記事を見たり、九州電力のOBから紹介された人から工事等の依頼を受けると、専務理事が担当者を割り振りする。作業者は組合所定の作業日報を提出、給料が支払われる仕組みである。組合設立後、地元紙に紹介されたことから、経験のなかった一般住宅の電気設備工事を数多く受注している。

### 成果

初年度の売上高は、当初計画の2割増を達成できそうであるが、利益は計画を下回る見込みである。組合員の参加率は比較的高く、新しい職場を得て生活リズムも変わってきており、生きがいを求めるという目的も達成しつつある。また、電力自由化等経済環境の変化を受けて、九州電力も合理化を図っており、縮小部門の外注先として組合が有望視されている。今後、経理部門を中心に後方部門を強化するため、事務員を新たに採用するとともに、作業従事者の日当アップ、理事手当の増額も予定しており、同業者との共存共栄を図りつつ、安定的かつ固定的な収入源を開拓・維持していくことにしている。



## 商店街一帯に無線LANを整備し活性化に挑戦

### 徳島市銀座商店街振興組合

所在地 〒770-0916  
徳島県徳島市銀座7番地  
電話番号 088-623-0707  
FAX 088-623-0707  
設立 昭和48年4月  
組合員数 36人  
出資金 92万円

地区 徳島市  
主な業種 小売業、サービス業  
組織形態 商店街組合  
専従理事 1人  
組合専従者 -  
URL <http://www.awaginza.com>

**各** 店舗とメインストリート一帯に無線LANを整備し、来街者がネットの接続やメールの送受信ができる環境を作ることにより、集客に成功、活気を取り戻した。

#### 背景と目的

銀座商店街には、買物客用の無料駐車場がなく、客足が次第に遠のいていた。今日、無料駐車場に替わる集客手段としては、通信回線の無料提供と考え、隣接する新町川河畔に設置されたボードウォーク（板張り遊歩道）による若者の回遊が期待できるうちに、全国中央会の「中小商業IT活用経営革新ビジネスモデル策定事業」を活用し、商店街マップを作成するとともに、無線LANを整備した。

#### 取り組みの内容

平成13年9月末までの約2ヵ月間の期間限定で、無線LANの開放とインターネットの無料接続を実験的に実施した。その方法は、商店街事務局に接続のための親機を設置、メインストリート（全長160m）を4区間に分割してベースステーションを各1台置き、各店舗とメインストリート一帯をインターネットの接続やメールの送受信が自由にできる「オープン・インターネット・スペース」とした。同時に2千円以上の買物をした人を対象に、インターネットの無料接続サービスを実施した。

#### 成果

商店街にインターネットやメールを利用する人が訪れ、街全体に活気が出ている。期間限定の実験ではあったが、商店街の活性化対策として、ITの活用が集客の手段になることが実証されたことにより、ITに対する組合員の意識が高まり、ほとんどの組合員がホームページを作成することになった。また、商店街のホームページは、各個店とリンクしており、内容も動画を入れるなど、ビジュアル的にも充実したものにしている。今では、店頭販売だけでなく、商店街をあげてeコマース（電子商取引）による販売に着手、実績をあげている。今後は、会員に対し、商店街で調達できる食料品等を宅配するサービスを始める予定である。将来、市内の商店街が結束して無料LANを整備し、様々な顧客サービスを提供することにより、街の活性化に寄与するものと期待されている。



ホームページ



銀座商店街景観

ボイル乾燥飼料化システムで、生ゴミをクリーンにリサイクル

## 横浜市有機リサイクル協同組合

所 在 地 〒236-0004  
神奈川県横浜市金沢区福浦1-1-1  
金沢ハイテクセンター・テクノコア5F  
電話 番 号 045-780-1172  
F A X 045-780-1174  
設 立 平成13年2月  
組 合 員 数 4人  
出 資 金 20,000万円

地 区 横浜市  
主 な 業 種 食品廃棄物を取扱う一般廃棄物許可業者  
組 織 形 態 同業種同志型  
専 徒 理 事 -  
組 合 専 徒 者 4人  
U R L <http://yokohama-yr.com>

**高温加熱乾燥方式をとっているため、腐敗・酸化の心配がなく高い安全性を持った飼料生産、悪臭の発生がなく無公害でクリーンな施設。**

### 背景と目的

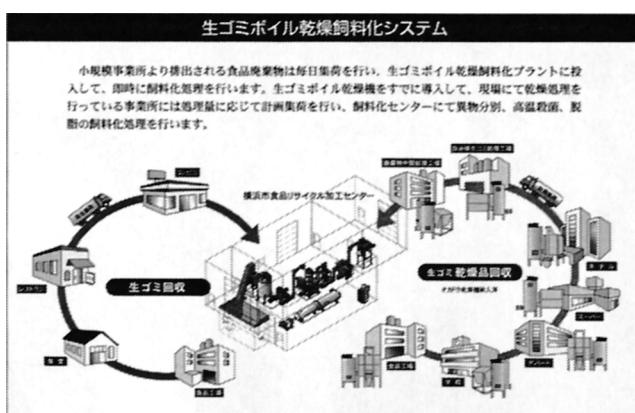
平成13年5月に食品リサイクル法が施行され、平成18年までに排出する生ゴミの20%以上のリサイクルが義務付けられたことから、顧客であるレストラン、ホテル、コンビニ等より、生ゴミのリサイクル率20%化への相談を受けた。廃棄物処理を専門とする企業として、対応しなくてはならない仕事であるので、同志を募って共同で、生ゴミの飼料・肥料化や減量化を目指す事業をスタートさせることになり、平成13年2月に組合を設立した。

### 取り組みの内容

160坪の敷地があれば設置でき、悪臭の発生もなく、無公害でクリーンな施設であるとともに、高い安全性を持った飼料生産が可能で、各種の生ゴミに対応できるという観点から、高温加熱乾燥方式の「ボイル乾燥飼料化システム」の導入を決定、平成13年10月より稼動を開始した。

### 成果

現在は5トン／日で稼動している。これを3月までに設計能力の15トン／日までにあげる予定である。このプラントをモデルに、市内北部、県央部等に生ゴミ処理プラントを展開する予定である。



# 情報連絡員報

## 8月分

D I (ディフュージョンインデックス) 値

D I 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

D I 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

D I 値 > 0 ... 景気上向き

D I 値 = 0 ... 景気横ばい

D I 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況 / 前月比

5ポイント改善

前年同月比の景気動向

[↑ 増加・好転 / 不変 → 減少・悪化 ↓]

項目		売 上 高	収 益 状 況	資 金 繰 り	業 界 景 況
業種					
製造業	食 料 品	↓	↓	→	↓
	織 維 同 製 品	↓	↓	↓	↓
	木 材 木 製 品	↓	↓	↓	↓
	印 刷	↓	↓	↓	↓
	化 学 ゴ ム	↓	→	→	→
	窯 業 土 石 製 品	→	→	→	→
	鉄 鋼 金 属	↓	↓	→	↓
非製造業	そ の 他	↓	↓	→	↓
	卸 売 業	↓	↓	↓	↓
	小 売 業	↓	↓	↓	↓
	商 店 街	↓	↓	↓	↓
	サ ー ビ ス 業	↓	↓	↓	↓
	建 設 業	→	↓	↓	↓
	運 輸 業	→	↓	↓	↓
D I 値		- 47.5	- 65.0	- 40.0	- 60.0

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

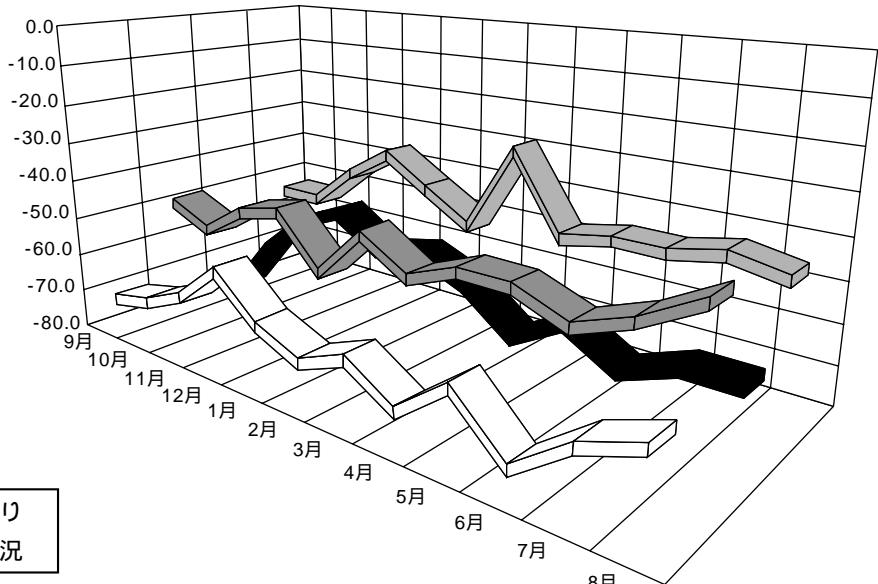
### 総評

前年同月比における「業界景況」判断指標(D I 値: 景気動向指数)は、マイナス60.0ポイントであり、同7月調査と比べて5ポイント改善した。

同7月調査と比べ、「売上高」は2.5ポイント悪化、「収益状況」は不变、「資金繰り」は7.5ポイント改善した。

8月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不变」との回答は12名、「悪化」との回答は26名で、「好転」との回答は2名であった。

### 年間DI値 (前年同月比) の推移



■ 売上高 ■ 資金繰り  
■ 収益状況 ■ 業界景況

## ● 製造業 ●

食 料 品	大幅な原料価格のアップで各社商品の価格改訂交渉に必死。情況非常に厳しい。紀州梅製品の荷動き低迷状態。( 梅干 )
繊 織・同 製 品	8月に入っても、異常気象が続き、販売不振が秋物・冬物にも影響が出そうである。( ニット )
	冬物シーズンインにもかかわらず、非常に動きが鈍い。( 織物 )
	景況感がスプリング状に悪化している様に思われる。( 手袋 )
木 材・木 製 品	受注数の減少と受注単価の低下は相変わらず続いている。活路開拓調査・実現化事業( 廃材リサイクル )に取り組んでおります。( 建具 )
	一部の企業で受注量が回復したとの報告もあります( 4 ~ 7月に比べて )。( 建具 )
	当業界では、年間を通じ売上減となる期間( 6 ~ 8月 )に入り、各社新製品を模索中。( 家具 )
化 学 ゴ ム	操業率・売上共に低調が続いている。原料高・製品安の傾向が認められる。( 化成品 )

## ● 非製造業 ●

小 売 業	天候不順 台風10号により、取扱量は減少。消費者の購買意欲は乏しく、一部の組合員を除き、全体としては低調であり、状況は悪化している。( 日高市場 )
	BSE騒動も丸1年を迎え、沈静化し、消費が回復してきた為、前年比好転となっているだけで、実態は消費回復とは言い難い。( 食肉 )
	異常気候により、季節商品売上不振。( 和歌山市 )
	9月に入り、少々秋らしくなってくるかと思いつゝや、真夏の暑さが続き、夏物バーゲンもままならず、又、秋物商品もまだまだ動きが悪く、先月同様に悪い景気が続きます。( 田辺市 )
サ ー ビ ス 業	長引く不況に苦戦が続く中、今年の夏は世界的な異常気象にて紀伊半島も台風・長雨・冷夏のトリプルパンチで顧客は下降するばかり。自然現象とはいえ、悔し涙と歯ぎしりしながら、雑草のごとく強く生きなければと勇気づけています。( 旅館 )
	対前年同月比で宿泊人員( 104.8% )、総売上料金( 104.9% )、1人当たり消費単価( 100.1% )、総宿泊料金( 104.1% )、1人当たり宿泊単価( 99.3% )。1~8月の宿泊人員で見ると、14年は721,602人、15年は735,162人で13,560人の増( + 1.9% )である。( 白浜旅館 )
	お盆月は車と事故についての昔からの慣習からか車の売れ行きはさっぱりです。 ( 田辺自動車 )
運 輸 業	9月より大型車( 車両総重量8トン以上 )にスピードリミッター( 速度制御装置 )の装着が義務付けられ、又、大都市( 関東 )特に東京都に於いては、都内走行車( ディーゼル車 )は10月より排ガス規制条例により新しいエンジン又はガスを一定の基準まで浄化するマフラー等を装着し、条例をクリア出来る様な対策が必要となり、物流業界は大変な時期になっている。( 和歌山市 )

経営者と従業員の福利厚生にピッタリ

和歌山県中小企業団体中央会

## 経営者・従業員災害補償制度

普通傷害保険団体契約

月々わずか1,000円から  
就業中のケガ・事故など、まかせて安心!  
入院・通院は1日目から補償

毎月20日締切、  
翌月1日補償開始



和歌山県中小企業団体中央会

引受保険会社

東京海上火災保険株式会社

TEL 073-431-1109

株式会社 損害保険ジャパン

TEL 073-433-0591

# 中央会共済制度

マキシムR（追増定期保険）

損金で落としながら有退時の役員退職金の準備が出来ます

総合保障プラン

集団割引なのでどこよりも安い掛け金で、高額保障・高額医療保障

年金共済（拠出型企業年金保険）

高齢化社会に備え、老後生活資金が準備できます（個人年金保険料控除適用可）

特定退職金共済制度

大企業なみの退職金制度の確立で、優秀な人材の確保を

共済受託会社

## 三井生命保険相互会社

和歌山支社 和歌山市北汀丁7番地

TEL 073-431-5231

FAX 073-423-7017

## 火災共済



和歌山県火災共済協同組合

◎より安い掛け金!

◎より早い支払い!

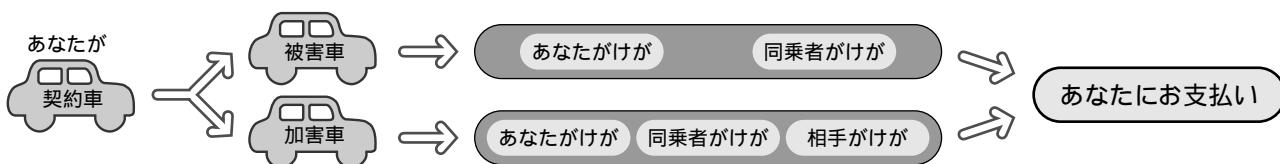
◎より簡単な手続き!

## 自動車事故見舞金共済

和歌山県中小企業共済協同組合

契約者を救う他に類のない共済制度です。

強制保険 } とは全く関係なく全て契約者（加害者・被害者）に支払われます。  
任意保険 }



問合先 和歌山市西汀丁26番地 TEL(073)431-3288(代)